計算書類に対する注記(法人全体用)

1. 継続事業の前提に関する注記

貸借対照日現在において企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象はない。

- 2. 重要な会計方針
 - (1) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品 定額法
 - (2) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金 県社協の実施する退職共済制度を引当計上している
 - ・賞与引当金 前年度実績により引当計上している。
- 3. 重要な会計方針の変更変更なし
- 4. 法人で採用する退職給付制度

法人が定める退職金規定における退職給付制度としては、独立行政法人福祉医療機構が実施する退職手当共済制度への加入及び県社協の実施する退職共済制度への加入を採用している。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分

当法人が作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の財務諸表(第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)
- (2) 事業区分別內訳表(第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
- (4) 収益事業における拠点区分別内訳表(第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式) 当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。
- (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア. 本部拠点(社会福祉事業) 「本部」
 - イ. どんぐり保育園拠点(社会福祉事業) 「保育所どんぐり保育園」
 - ウ. ひまわり保育園拠点(社会福祉事業) 「保育所ひまわり保育園」

- エ. はなのこ広場拠点(社会福祉事業) 「名古屋市地域子育て支援拠点事業 はなのこ広場」
- オ. さくらんぼ保育所拠点(公益事業) 「保育所さくらんぼ保育所」
- 6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	83,880,493		4,310,962	79,569,531
合計	83,880,493		4,310,962	79,569,531

- 7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取り崩し該当なし
- 8. 担保に供している資産 該当なし
- 9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	213,601,975	134,032,444	79,569,531
構築物	2,822,100	1,434,891	1,387,209
器具及び備品	43,895,379	26,582,256	17,313,123
合計	260,319,454	162,049,591	98,269,863

- 10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高 該当なし
- 11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益 該当なし
- 12. 関連当事者との取引の内容 該当なし
- 13. 重要な偶発債務 該当なし

14. 重要な後発事象 該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産額増減の状況並びに資産、負債及び純資産の 状態を明らかにするために必要な事項 該当なし

計算書類表に対する注記(本部拠点区分用)

- 16. 法人が作成する財務諸表と拠点区分
 - 当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。
 - (6) 本部拠点計算書類(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
 - (7) 拠点区分事業活動収支明細書(会計基準別紙 3(11))は、省略している。
 - (8) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙 3(10))は、省略している。
- 17. 担保に供している資産 該当なし
- 18. 関連当事者との取引の内容 該当なし
- 19. 重要な偶発債務 該当なし
- 20. 重要な後発事象 該当なし
- 21. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産額増減の状況並びに資産、負債及び純資産の 状態を明らかにするために必要な事項 該当なし

計算書類に対する注記(どんぐり保育園拠点区分用)

22. 重要な会計方針

- (3) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品 定額法
- (4) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金 県社協の実施する退職共済制度を引当計上している
 - ・賞与引当金 前年における実績基準を基に計上している。
- 23. 重要な会計方針の変更変更なし

24. 法人で採用する退職給付制度

法人が定める退職金規定における退職給付制度としては、独立行政法人福祉医療機構が実施する退職手当共済制度への加入及び県社協の実施する退職共済制度への加入を採用している。

25. 法人が作成する計算書類と拠点区分

当拠点区分において作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- (9) どんぐり保育園拠点計算書類(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (10) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙 3(11))は、省略している。
- (11) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙 3(10))は、省略している。

26. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	42,760,361		2,124,652	40,635,709
合計	42,760,361		2,124,652	40,635,709

- 27. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取り崩し 該当なし
- 28. 担保に供している資産 該当なし

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	107,305,710	66,670,001	42,760,361
構築物	1,963,500	1,107,246	987,808
器具及び備品	26,842,972	14,783,001	11,310,232
合計	136,112,182	82,560,248	53,551,934

- 30. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高 該当なし
- 31. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益 該当なし
- 32. 関連当事者との取引の内容 該当なし
- 33. 重要な偶発債務 該当なし
- 34. 重要な後発事象 該当なし
- 35. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産額増減の状況並びに資産、負債及び純資産の 状態を明らかにするために必要な事項 該当なし

計算書類に対する注記(ひまわり保育園拠点区分用)

36. 重要な会計方針

- (5) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品 定額法
- (6) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金 県社協の実施する退職共済制度を引当計上している
 - ・賞与引当金 前年における実績基準を基に計上している。

37. 重要な会計方針の変更変更なし

38. 法人で採用する退職給付制度

法人が定める退職金規定における退職給付制度としては、独立行政法人福祉医療機構が実施する退職手当共済制度への加入及び県社協の実施する退職共済制度への加入を採用している。

39. 法人が作成する計算書類と拠点区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (12) ひまわり保育園拠点計算書類(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (13) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙 3(11))は、省略している。
- (14) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙 3(10))は、省略している。

40. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	41,120,132		2,186,310	38,933,822
合計	41,120,132		2,186,310	38,933,822

- 41. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取り崩し該当なし
- 42. 担保に供している資産 該当なし

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	106,296,265	67,362,443	38,933,822
構築物	858,600	327,645	530,955
器具及び備品	14,517,307	11,638,255	2,879,052
合計	121,672,172	79,328,343	42,343,829

- 44. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高 該当なし
- 45. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益 該当なし
- 46. 関連当事者との取引の内容 該当なし
- 47. 重要な偶発債務 該当なし
- 48. 重要な後発事象 該当なし
- 49. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産額増減の状況並びに資産、負債及び純資産の 状態を明らかにするために必要な事項 該当なし

計算書類に対する注記(はなのこ広場拠点区分用)

- 50. 重要な会計方針
 - (7) 固定資産の減価償却の方法 該当なし
 - (8) 引当金の計上基準 該当なし
- 51. 重要な会計方針の変更 変更なし
- 52. 法人で採用する退職給付制度

法人が定める退職金規定における退職給付制度としては、独立行政法人福祉医療機構が実施する退職手当共済制度への加入及び県社協の実施する退職共済制度への加入を採用している。

53. 法人が作成する計算書類と拠点区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (15) はなのこ広場拠点計算書類(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (16) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙 3(11))は、省略している。
- (17) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙 3(10))は、省略している。
- 54. 基本財産の増減の内容及び金額 該当なし
- 55. 会計基準第3章第 4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取り 崩し

該当なし

56. 担保に供している資産 該当なし

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
器具及び備品	404,060	29,961	374,099
合計	404,060	29,961	374,099

- 58. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高 該当なし
- 59. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益 該当なし
- 60. 関連当事者との取引の内容 該当なし
- 61. 重要な偶発債務 該当なし
- 62. 重要な後発事象 該当なし
- 63. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産額増減の状況並びに資産、負債及び純資産の 状態を明らかにするために必要な事項 該当なし

計算書類に対する注記(さくらんぼ保育所拠点区分用)

- 64. 重要な会計方針
 - (9) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品 定額法
 - (10) 引当金の計上基準 該当なし
- 65. 重要な会計方針の変更 変更なし
- 66. 法人で採用する退職給付制度

法人が定める退職金規定における退職給付制度としては、独立行政法人福祉医療機構が実施する退職手当共済制度への加入及び県社協の実施する退職共済制度への加入を採用している。

67. 法人が作成する計算書類と拠点区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (18) さくらんぼ保育所拠点計算書類(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (19) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙 3(11))は、省略している。
- (20) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙 3010)は、省略している。
- 68. 基本財産の増減の内容及び金額 該当なし
- 69. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取り崩し該当なし
- 70. 担保に供している資産 該当なし

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
器具及び備品	131,040	131,039	1
合計	131,040	131,039	1

- 72. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高 該当なし
- 73. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益 該当なし
- 74. 関連当事者との取引の内容 該当なし
- 75. 重要な偶発債務 該当なし
- 76. 重要な後発事象 該当なし
- 77. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産額増減の状況並びに資産、負債及び純資産の 状態を明らかにするために必要な事項 該当なし